

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だまり

第60号 令和3年9月



有田市郷土資料館に所蔵される宮崎陶器商人の帳簿類

不撓不屈の宮崎陶器商人

「有田市郷土資料館所蔵古文書の紹介(1)」

令和二年度古文書講座より

和歌山県立文書館では昨年度、有田市郷土資料館が主催する講座に講師を派遣する共催事業に取り組みました。これは、県内自治体の公的な歴史資料所蔵機関で保管される郷土の古文書を当館の研究員が解読・分析し、それに関連する歴史的事件やその時代背景を地域住民のみならず紹介し、郷土の歴史や古文書に慣れ親しんでいただくことを目的とした事業です(その概要については本紙後掲)。

当館としてもはじめての試みで、手探りの状態から試行錯誤を繰り返した結果、参加者から好評を得られましたことは望外の喜びです。また、こうした事業の地道な積み重ねが地域の歴史的な財産の蓄積にもつながるのではないかと、あらためて気づかされた次第です。

ここでは、全三回のうち「宮崎陶器商人の活動実態―江戸時代から明治時代にかけて―」と題しておこなった講座第一回の内容をご紹介します。

宮崎陶器商人とは

有田郡宮崎庄のうち、箕島(現有有田市箕島)・北湊(現同市港町)・小豆島(現同市宮崎町)などの村民のなかには、江戸時代から明治時代にかけて、九州の肥前国で伊万里焼を仕入れ江戸・関東一円へ販売していた人びとがいました。これらのことを宮崎陶器商人と呼んでいます。

宮崎陶器商人の活動は、寛文年間

(一六六一―七二二)箕島村の百姓が農閑期に黒江塗の椀・折敷などを西日本各地で売り、肥前国伊万里津(現佐賀県伊万里市)で仕入れた陶磁器(伊万里焼)を江戸で売り捌いたことにはじまります。のちに、関八州とその周辺地域にあたる関東一円まで、その商圏は広がっていき、江戸市中での売捌き(江戸売)と関東一円での行商(田舎売)に分けられます。

当初それほど目立った存在でなかった宮崎陶器商人の活動は、盛んになるにつれ、江戸幕府の志向する経済秩序や商業慣行を乱すものと見なされるようになります。田舎売は規制の対象になりませんでした。江戸売に関しては、享保六年(一七二一)「直売」(見世売や行商)が禁止され、同地の有力商人から成る仲間組織「十組問屋」を介した問屋売のみに限られてしまいました。宮崎陶器商人の営業活動に幕府の規制が課せられたわけです。他方で、これらの江戸市中での販売ルートが固定化し確立され、一種の既得権益になったともいえます。

ところが一九世紀に入ると、ここに藩権力が介入してきます。紀州藩は化政期(一八〇四―三〇)、「国益」「富国」の一環として陶磁器の国産化・専売を企図し、新たに設立した男山陶器場(現有田郡広川町)など領内で焼成された陶磁器を買い上げ、江戸で売り捌いて利益を獲得する仕法を新たに画策します。すなわち、その江戸での確実な販売ルートに目を付

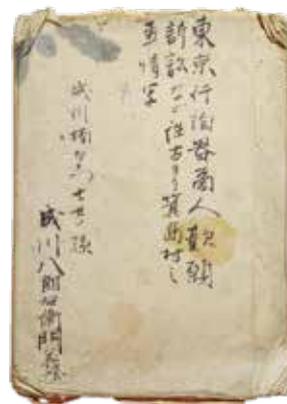


写真1

けた紀州藩により、宮崎陶器商人は「紀州陶器方」として組織化されるとともに、みずからの取り扱う伊万里焼を領内陶磁器と同様「御蔵物」として販売させられることになったのです。

いっぽう紀州藩は、宮崎陶器商人の田舎売に際し、「紀州勘定所」「紀州陶器方」と刻印された鑑札を携帯することも認めました。つまり、宮崎陶器商人は紀州藩のバックアップという恩恵をこうむることもできたわけです。藩権力による規制は保護のもと、宮崎陶器商人の営業活動は保証されたといえるでしょう。

ただし明治時代に入ると、幕藩体制が崩壊し、陶磁器の流通市場が再編されるなど、新たな時勢に対応できず、宮崎陶器商人の活動は衰退していったといわれています。

宮崎陶器商人関連の古文書

こうした宮崎陶器商人の活動のあり方をさらに解き明かしてくれる史料が、有田市郷土資料館に所蔵されています。ここで簡単に紹介しておきましょう。

①「東京行陶器商人歎願訴訟など往古ヨリ箕島村之事情写」(写真1)

宮崎陶器商人の江戸売が十組問屋を介した問屋売に限定されたことは先述しま



写真2

したが、この販売ルートもつねに安定していたわけではありません。ここに関与する人びとの間では、当然のことながら悶着や軋轢が生じています。この綴からその具体例が見て取れます。

享保六年(一七二一)以降、宮崎陶器商人の「請負」問屋として、十組問屋に属する瀬戸物問屋・坂本屋三右衛門が指定され、そこで立てられる競市の参加者についても、これまた十組問屋下の瀬戸物問屋のうち事前に登録した「仲間」に限られていました。宮崎陶器商人のあつかう伊万里焼は坂本屋のもとに独占的に集荷され、立てられた市で「仲間」の仲間問屋が競り買い、五〇日以内にその代金を陶器商人へ支払うことになっていたのです。

ところがなんと、文化四年(一八〇七)坂本屋と「仲間」一四名が代金を支払わない事態が勃発。そこで、この代金未払い問題を解決するべく、宮崎陶器商人は文化六年(一八〇九)から翌年にかけて、紀州藩や江戸幕府に訴願活動を粘り強く展開、最終的に未納分の年賦返済という条件で内済(示談)に応じ、本件は落着きました。

この綴は、上記の訴願活動にかかわった箕島村の成川楠左衛門の孫にあたる八

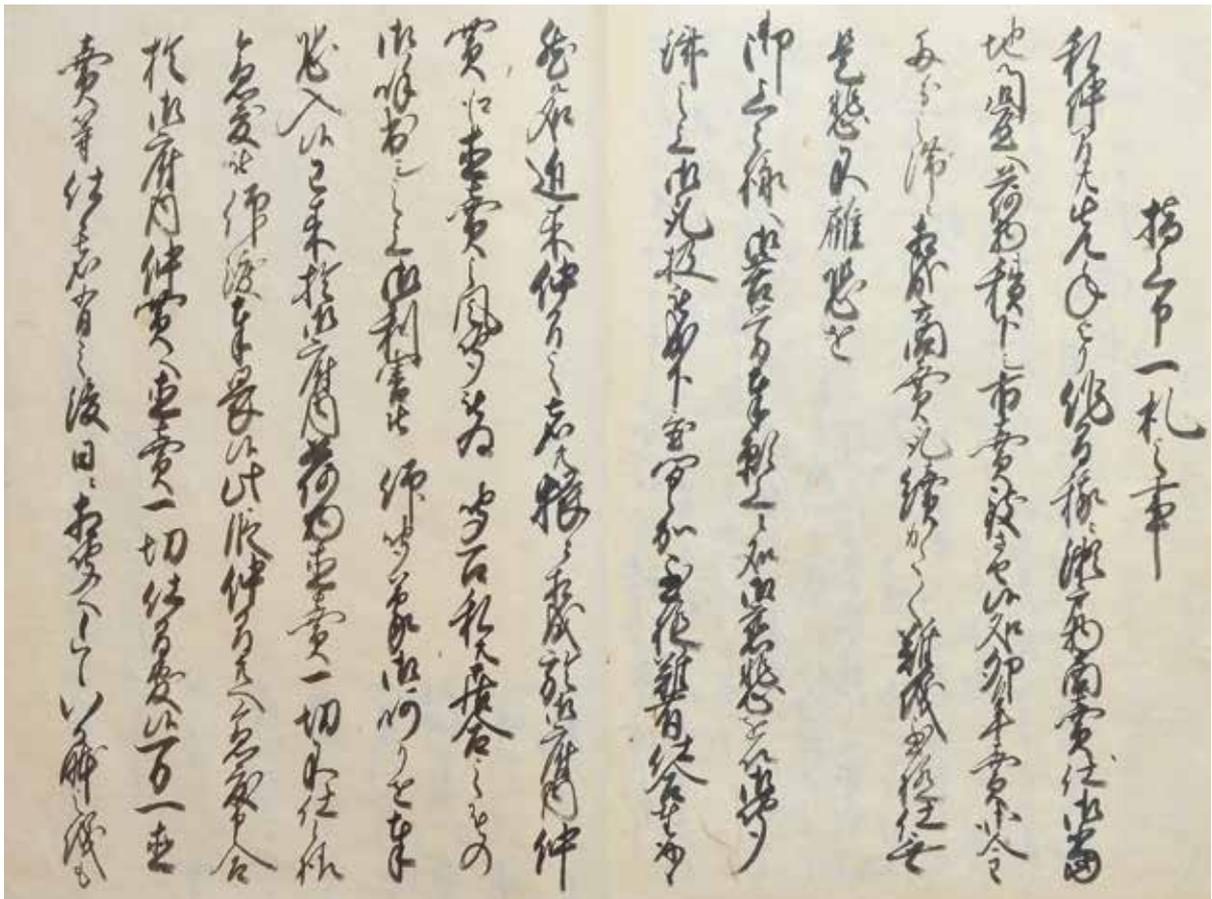


写真3

郎右衛門(義武)が明治時代に写し取ったもので、残念ながら原本ではありませ
ん。しかしながら、ここに筆写された訴
願の内容から、宮崎陶器商人の活動実態
を浮き彫りにすることができるという意
味で、非常に貴重なものです。

② 「諸用留」(写真2)

この簿冊の表紙には「丁卯慶応三歳九
月吉日」との年紀が記されていますが、
実際には明治三年(一八七〇)以降の文
書が書き留められています。記主は「紀
陶器仲間」とあり、当時の宮崎陶器商人
の仲間意識が窺い知れます。

とくに、明治初年において宮崎陶器
商人の自律的な仲間団体が運営されて
おり、積極的な経営改善がはかられてい
たこと、またこうした動きが明治八年
(一八七五)の「陶商社」設立に結実す
ることを裏付ける貴重な文書が取められ
ています。同社は明治十七年(一八八四)
「紀陶社」へと改編され、明治二十年
(一八八七)に廃業を余儀なくされたと
はいえ、宮崎陶器商人が明治という新た
な時代のなかで営業を維持するべく組織
化を目指していた象徴的な存在として位
置づけることができるでしょう。

「諸用留」はさらに、非常に興味深い、
新たな史実を提供してくれます。明治初
年以降、宮崎陶器商人の仲間団体の維持
がはかられるなかで、メンバーがさまざ
まな意見を表明しているのですが、その
なかには仲間団体の幕末期のあり方を指
し示す内容が記されているのです。

一例を挙げると、安政三年(一八五六)
紀州藩が男山陶器場の経営から手を引い
た際(陶磁器の国産化)専売を事実上断

念したことを意味します)、宮崎陶器商
人のあつかう伊万里焼は「紀州様御蔵物」
ではなくなり、「紀州陶器方」も廃止さ
れたこと、それと同時に坂本屋三右衛門
を解任し、自分たちの仲間内より江戸売
の責任者を選出(その屋号を宮崎屋とす
る)、必要な人員を配置し売場や蔵など
の管理体制を整えたことが語られています。

先述したとおり、宮崎陶器商人は化政
期以降、明治四年(一八七一)の廃藩置
県にいたるまで、紀州藩権力のもと「紀
州陶器方」として活動していたと理解さ
れてきました。ところが事実は異なり。
安政三年以降の宮崎陶器商人は、紀州藩
および十組問屋・江戸幕府の規制・保護
から離脱し、仲間団体として自律化して
いったと考えられます。

このように、歴史的に重要な論点に関
する史料があらこちらに散りばめられ
ているという点で、この「諸用留」には
多分に知的関心がくすぐられます。

③ 宮崎陶器商人の帳簿(表紙写真)

これに類する史料に「陶器仕入帳」「諸
国得居帳」「東都諸州仕切帳」などがあ
ります。

「陶器仕入帳」は吉野屋伊兵衛が慶応
元年(一八六五)伊万里津における仕入
れ状況を克明に記したものです。他方
「諸国得居帳」は慶応四年(一八六八)
当時の福吉屋与七が関東各地の田舎売で
行商した相手先(「得居」=御得意様)
に関する情報が事細かに書き留められた
記録です。

これと同様の帳簿が「東都諸州仕切帳」
で、桔梗屋幸七の明治三年(一八七〇)
における田舎売のあり方を浮き彫りにし

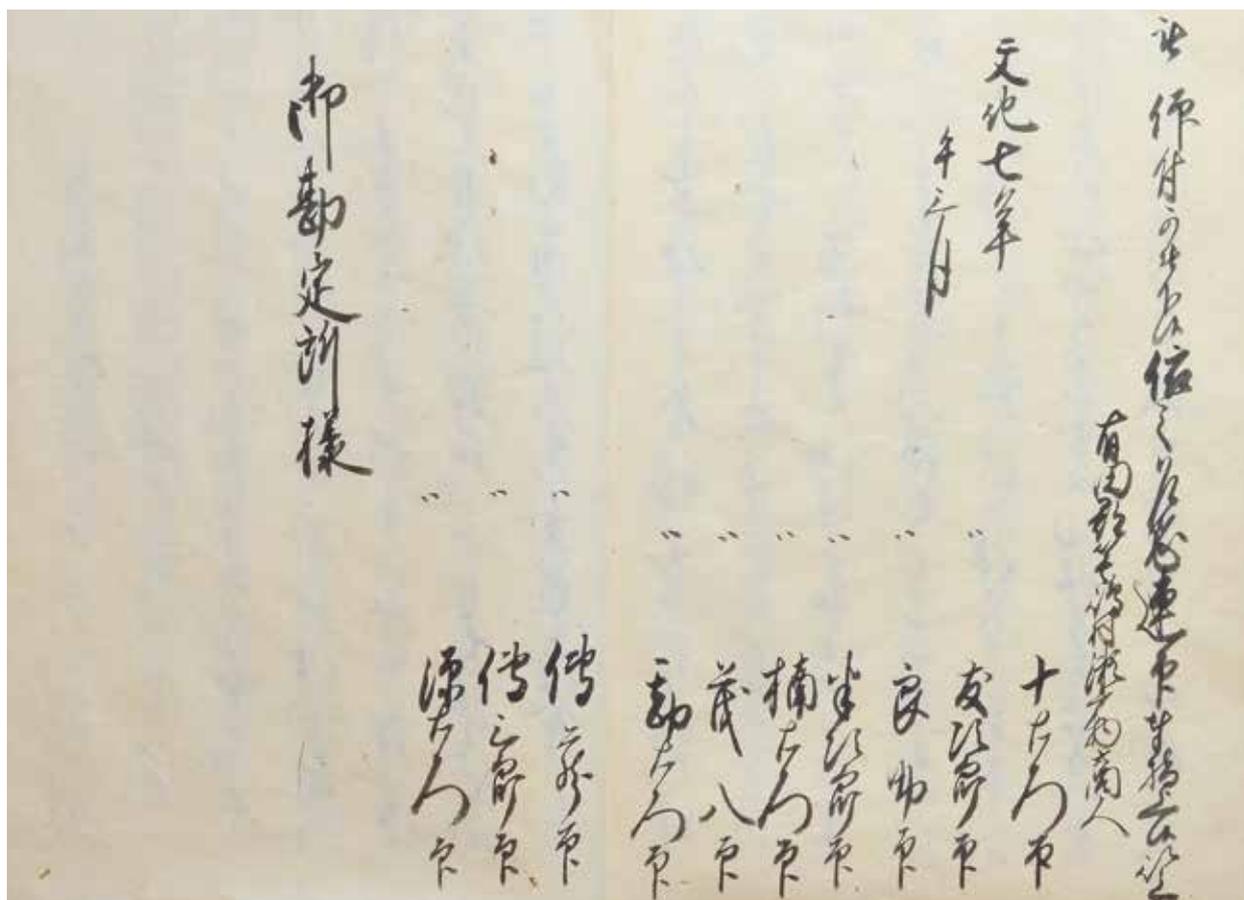


写真3

てくれます。すなわち、かれの行商地が関八州を超え、長野、上田、仙台、須賀川、二本松（現在の長野県、宮城県、福島県）などにまで伸びており、商圏の拡大している様相が判明します。

②の「諸用留」で述べたことと考え合わせると、これらの帳簿は、「紀州陶器方」の名義から解放され、仲間団体として自律化を模索しはじめた安政三年以降の宮崎陶器商人が、個人としてどのような営業活動をおこなっていたのか、その実態を窺い知ることのできる興味深い史料となるわけです。

「指上申一札之事」の解説

最後に、講座であつた古文書テキスト「指上申一札之事」（写真3）を紹介して稿を終えたいと思います。

この文書は、「私仲間共」宮崎陶器商人の代表として、十右衛門をはじめとする有田郡箕島村瀬戸物商人一〇名が、江戸・赤坂に置かれていた紀州藩の勘定所に差し出した証文の写しで、①の「東京行陶器商人歎願訴訟など往古ヨリ箕島村之事情写」に収められています。

その前段部分では、自分たちが「作間稼」に従事していた「瀬戸物商売」に関し、「卯年売代金多分の滞り」すなわち江戸問屋たちの文化四年（一八〇七）分代金未払いによって、「商売取続げがたく難儀至極仕り」と苦境に陥ったため、「御上々様」（紀州藩や江戸幕府）に「御苦勞」（執り成し）を訴願し、「御慈悲を以て御間済みの上御取扱い成し下し置かれ」と内済（示談）に向かいはじめた経緯がまとめられています。

ところが、文書の中で趣は一転。赤

坂の紀州藩勘定所より、「私共居合のも（売捌きのため江戸にやってきていた宮崎陶器商人）が呼び出され、「御呵りを蒙り奉」る事態となった旨が記されているのです。

その理由は、「近来仲間の者共猥りに相成り、御府内に於て仲買へ直売の風聞聞こし召させられ」たからでした。すなわち、宮崎陶器商人が江戸幕府により定められた十組問屋を介する販売ルートから逸脱し、坂本屋のもとに登録されていない「御府内」（江戸市中）の仲買問屋に「直売」していると問題視されたので

す。そこで文書後段において、「仲間共」で「申合せ」のうえ「御府内に於て仲買へ直売一切仕るまじく候、万一直売等仕り候者これ有り、後日に相聞え候わば、いか躰の儀も仰せ付けられ下さるべく候」と、今後直売は絶対におこなわないこと、および違反者への厳罰を不服なく受け入れることを誓っているわけです。

代金未納問題に関し、紀州藩や江戸幕府への訴願運動を積極的に展開し、その決着をはかっていたさなか、宮崎陶器商人は他方で直売の志向性を強く保持しており、代金の回収が不確定な状況のもと、固定化した問屋売という現体制に甘んじることなく、そこから逸脱することも辞さない営業活動を繰り返していったのです。ときには政治権力に依存し救済措置を引き出しながら、しかし政治権力により構築された経済秩序に反する商取引行動にも出る——ここに宮崎陶器商人のしただたかな姿勢を読みとることができるのではないのでしょうか。

（平良 聡弘）

令和二年度 古文書講座

第1回 令和3年3月7日(日)

宮崎陶器商人の活動実態―江戸時代から明治時代にかけて―

第2回 令和3年3月14日(日)

下津善右衛門(宮原)の幕末―紀州藩付家老久野氏・伊勢田丸詰めの体験―

第3回 令和3年3月21日(日)

荻藻島に築港計画!?―箕島商人の壮大な夢―

講師：平良聡弘 研究員

令和二年度の古文書講座は、有田市郷土資料館が主催する講座に文書館が講師を派遣する共催事業として、同市で開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いながら開催し、全三回で六三名が出席しました。

講座は、郷土資料館が所蔵する古文書を解説するとともに、関連する歴史的な出来事や時代背景について詳細な解説を加えたことで、地元でもあまり知られていない事実を解き明かし、参加者から好評を得ました。

第一回では、江戸時代の寛文年間(一六六一〜七二二)から明治時代にかけて活躍した、宮崎陶器商人の活動実態を明らかにしました。陶器商人は、有田市箕島の農民が農閑期に黒江塗の椀などを西日本各地で売り、伊万里焼を仕入れて江戸などで販売したことにはじまります。のちに「紀州陶器方」として組織化

され、藩による規制などをうけながらも、関東一円で陶器を商っていた実態を明らかにしました。

第二回は、有田市宮原の農民であった下津善右衛門が、紀州藩領の田丸城(三重県)へ出征した際に書き留めた記録を読みました。出征は、文久三年(一八六三)に奈良県で発生した尊王攘夷の拳兵事件である天誅組の変を鎮圧するために紀州藩が行ったものです。この記録には和歌山・田丸間の往来文書の写しあるいは天誅組の動静など、幕末の政治事件の風聞などが記されています。さらにこの記録を不特定の人々に貸していたことも知られ、当時の農民の政治への関心や意識を示すものとして注目されます。

第三回は、箕島商人が有田川河口の荻藻島に港を築こうとした顛末をたどりました。有田市港町は蜜柑などの積出港として栄えていましたが、大船が入れないため、地ノ島で荷物を積み替えなければなりません。そこで明治時代の初めに荻藻島築港が計画・着工されましたが、堤防の一部が完成したところで、工事費の増加や反対運動などにあつて中止になりました。築港には失敗したものの、新しい時代を自ら開こうとした箕島商人の姿を描き出しました。



令和二年度文化庁補助金事業 地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業

文書館は例年、県立博物館、県教育庁文化遺産課、民間団体「歴史資料保全ネット・わかやま」と共同して文化庁補助金事業「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」を行っています。

この事業では、和歌山県内の地震・津波・洪水など過去の災害に関する記録や記念碑、言い伝えなどを調査して今後の教訓とし、併せて地域の古文書、仏像、祭礼など文化財の確認も行い、将来の被災への備えや盗難対策とするものです。

令和二年度は、有田郡広川町と湯浅町で事業を実施し、事業の成果として、左記のとおり地元行政関係者や県内外の研究者を交えて現地学習会を開催しました。



湯浅えき蔵での現地学習会 (令和3年2月28日)

コロナウイルス禍のため、一般参加の定員を会場定員の半数に絞って開催しましたが、両会場とも定員一杯の方に参加いただきました。なお、各報告は、現在ユーチューブにて動画を公開(県立博物館ウェブサイトからリンク)しています。また、冊子「先人たちが残してくれた『災害の記憶』を未来に伝えるVI」を発行し、両町内に全戸配付しました。この冊子は、県立博物館で配付するとともに同館ウェブサイトでも公開しています。

現地学習会 歴史から学ぶ防災2020―命と文化遺産とを守る―

二月二十七日於：広川町役場 一般参加五四名

①「広川町の歴史めぐり」

広川町企画政策課 平井正展氏

②「濱口梧陵と稲むらの火の館」

稲むらの火の館 崎山光一氏

③「渾身の力ボクダッシュ 安政閩録に描かれた、湯浅の津波被害」

印南町立印南中学校 阪本尚生氏

④「広村永遠の救済 濱口梧陵による安政南海地震からの復興」

和歌山県立文書館 砂川佳子

⑤「安楽寺の文化財―歴代住職かりの書画を中心に―」

和歌山県立博物館 新井美那氏

⑥「廣八幡宮の文化財と守り伝えられた法華経」

和歌山県文化遺産課 松原瑞枝氏

二月二十八日於：湯浅えき蔵 一般参加六七名

①「湯浅町の文化財に関する取組」

湯浅町教育委員会 山本隆重氏

②「1707年宝永地震津波と湯浅・広」

和歌山県立博物館 前田正明氏

③「1854年安政地震津波の記憶を後世に伝えるために」

和歌山県立文書館 藤隆宏

④「湯浅町域の文化財について」

湯浅町教育委員会 中原七菜子氏

⑤「湯浅町の漁網製造と漁業」(ZOOM参加)

神奈川大学日本常民文化研究所越智信也氏

⑥「耐久高校の歴史と耐久史学館」

和歌山県立文書館 玉置将人

ある移民のアメリカ生活譚(三) 〜甚四郎、働く〜

現在目録化作業を進めている岩崎家文書には、移民として渡米した岩崎甚四郎からの手紙が含まれています。本紙前号では渡米経緯について触れました。今回は、彼のその後の様子について、とくに労働を取り上げてみていきます。

■米国之しんほおは中々えるラごさり升
甚四郎は、明治二十五年（一八九二）サンフランシスコ到着の翌年からサクラメント（櫻府）で働きます（地図参照）。



地図 甚四郎が滞在したアメリカ北西部

当時のアメリカでの移民の労働は農業が大半で、日給は一ドル前後でした。サクラメントでは葡萄や苺の栽培が盛んであったこと、手紙には、アメリカでの果物の豊作・不作、値段の変化によって稼ぎにも影響が出ることを書いていることから、甚四郎も果樹園で働いていたと考えられます。また、甚四郎いわく日

給は一ドルだが、当時一ドル＝一円二〇銭だったところ、日本人移民が増えたため一ドル＝一円に下がってしまった、と伝えます。なお明治三十三年（一九〇〇）の日本では日雇人夫の日給が一八銭、大工職人で二五銭でした。

労働環境について彼の言によれば、（夏は）「百二十（度）御座候、風は火之如し」、「朝は五時、夜は日の入まれあつさにこまり」、「冬は五ヶ月はあめがちで（中略）あめ二ぬれもて働キ」、「ねるとこハ日本のうしべやのことく」でした。夏は華氏一二〇度（摂氏約四八度）、冬は雨に濡れながら働き、寝起きする所はまるで牛小屋だということで、「巷円は巷円故それヲたのしみニ致し働」く一方「米国之しんほおは中々えるラごさり升」と、その心情を吐露しています。

こうした過酷な環境に加え、アメリカの情勢の良し悪しにも影響を受けます。例えば、不作のほか金山がつぶれ失業者が大量に生じ、ゆえに働き口が少なくなるうえに日本人の賃金も下がること、雇い主からの給料が滞り仕送りができないことを、甚四郎は手紙で嘆いています。

■甚四郎、飯屋をオープン

甚四郎の労働は農作業だけではありませんでした。彼は明治二十八年（一八九五）八月初頭まで入院しており、病を患って以降、これまでのような重労働が困難となり、同時期にサクラメントのパーキンス（地図参照）の停車場付近で日本人向けの飯屋を開業します。同地域は日本人移民も多く、繁盛するとも考えられたのかもしれませんが（写真参照）。た

だし彼の容態や経営の困難さによるものなのか、在米の同郷者らは開業を思い止まるよう事前に注意していたようで、実際に飯屋を始めてから二、三ヶ月で金を失い再び病気にかかってしまうなど、長くは続けられませんでした。



写真 サクラメントにあった日本料理店のようす
開原五雨『櫻府平原之錦』（櫻錦社、1911年、25頁）より
（和歌山市民図書館移民資料室所蔵）

■息子敬三郎と「スクールボーイ」

アメリカで金を稼ぐ方法について、甚四郎はほかにも思案します。

飯屋開業以前、彼は子の敬三郎に、いづれアメリカへ来るよう何度も伝えま

甚四郎の知人猪川清太郎は早くに帰国していましたが、甚四郎は「猪川清太郎二十分（英）い学ヲならせ被下度（中略）又ことば之つかいかたヲおせてもらえ」と、在米経験のある者に英語を教えてもらうよう敬三郎へ言います。甚四郎の過酷な労働で日給一ドル（二円）でしたから、英語ができれば時給三円以上というのは、大変魅力に感じたのでしょう。さらにサンフランシスコでは「半日働キ半日はがんこヲへゆかしてくれ升、是で巷ケ付六七円くれ升」と、家事手伝いなどで働きながら現地の学校に通ういわゆる「スクールボーイ」も想定していました。

甚四郎がこのようなことを言い出したのは、同郷の本田鶴吉の息子鶴之助の活躍を見聞きしていたからでしょう。鶴之助は、甚四郎が渡米した同じ明治二十五年に一五歳で農業を目的として渡米し、のちにはスクールボーイとして働き、甚四郎も「私方本田子はことばれきるのれまだ私方うけハよる敷候」と、英語が話せる鶴之助の活躍を書いています。こうした見聞から、敬三郎をアメリカへ呼び寄せるという考えが出てきたのででしょう。

在米の甚四郎から実家への仕送りについて、確認できるうち最大額は約七二円です。成功を夢見てアメリカへ渡った甚四郎は農業だけでなく、少しでも多くの金を稼いで実家へ仕送りをするために、現地での交流や知見をもとに稼ぎ方を模索していたのです。

（西山 史朗）

参考文献

『和歌山県移民史』（和歌山県、一九五七）

令和二年度新収古文書の紹介

令和二年度に当館が寄贈及び購入によって新収した古文書の概要を紹介いたします。これらについては、今後番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用になれなかったりする場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

巽三郎旧蔵文書

令和元年度に続き、考古学者故巽三郎氏の遺品のうち、古文書約七〇点を寄贈いただきました。

原出所が異なる次の文書があります。

①「井上家古文書」一三点

前回約一五〇点の寄贈を受けた伊都郡端場村(現橋本市高野町口伏原)の庄屋・副戸長等を務めた井上家の古文書で、天明三年(一七八三)から弘化四年(二八四七)にかけての伊都郡内各村における死牛馬の皮・肉を処理する権利(草場)に関する文書一二通及び明治三十年(二八九七)十一月一日付け井上新四郎宛の郡会議員互選会への招集状

②「龍神温泉歌」(為善)一点

③「大般若経巻第一百卅五」一点

前欠、末尾に「嘉禄三年(一二二七)

三月廿四日転読之」と墨書あり

④「五輪塔経力」一点

⑤「元治元年常州那珂湊辺之図」一点

⑥「花山御所補陀洛山寺諸安法主墨跡」

約一五点

⑦「古経典断片 古文書」(木箱入り)

⑧ 板本・絵図等印刷物三七点

なお、『和歌山県古文書目録Ⅳ』(昭和五十一年)に掲載の巽家文書目録で確認できるのは上記のうち②のみです。また、考古資料(出土遺物)のうち日高郡域のものは御坊市教育委員会、それ以外の考古資料は県立紀伊風土記の丘に寄贈されています。

塩崎家文書(日高町津久野)

平成二十五年度に寄託されていた塩崎家文書約七〇〇点を寄贈いただきました。

同文書は、紀州藩における漁業・海村資料として有名で、『和歌山県史』をはじめ多くの研究で取り上げられています。近年では、本紙第三九号(文書館ウェブサイトで公開)や『和歌山県立文書館紀要』第二号などで紹介されています。財団法人日本常民文化研究所「漁業制度資料目録第三集」(一九五一年)の資料番号で原本の出納が可能です。

有田郡山保田組大庄屋堀江家文書

(有田川町清水)

文化五年(一八〇八)から明治初年にかけて、途中の数年間を除いて三代にわたり大庄屋を務めた家の古文書一箱分約一〇〇点を古書店から購入しました。

代々の大庄屋が引き継いできた、寛保二年(一七四二)以降の「御用留」、組内各村の「就切支丹御改家並判形帳」や『紀伊統風土記』編さんのための調査記録などの帳面が大半です。



有田川町教育委員会所蔵の『堀江家文書』「清水町役場所蔵文書」などと呼ばれる約六、〇〇〇点の文書群と同一所と考えられます。

二沢家文書(有田川町久野原)

嘉永二年(一八四九)、有田郡山保田組久野原村(現有田川町久野原)の国蔵は、紀州藩「鉄炮方」から筒薬(火薬)の仲買を許され、鑑札を交付されます。

また、国蔵の倅二沢熊蔵が久野原村と隣村の大蔵村(現同町大蔵)庄屋を兼務していた明治五年(一八七二)三月、大蔵村内の鉄砲所持者調査が行われます。国蔵の「筒薬御用」及び二沢熊蔵の鉄砲調査に関する文書計七点を古書店から購入しました。

これらは、過去に文書館が購入している『有田郡久野原村文書』約三六〇点及び『清水町二澤家文書』約五〇点と同一所と思われる。

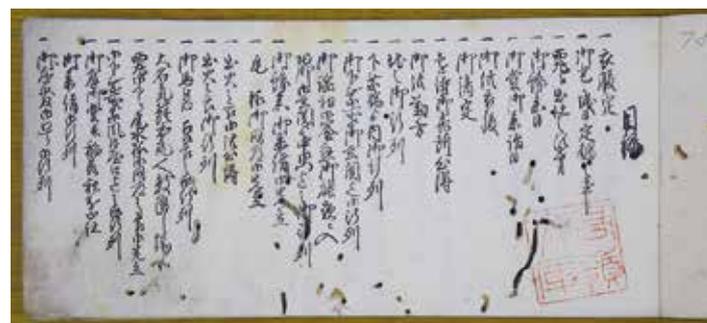
紀州徳川家回向勤覚

将軍となった五代吉宗を除く第七代までの歴代紀州徳川家藩主と、六代宗直、七代宗将及び八代重倫の妻子の命日が記され、各霊のために執行すべき勤行が記

された文書一点で、天明六年(一七八六)二月に書かれたものと思われる。「高野山奥院木食所」発行の真言が印刷された小紙片とセットで古書店から購入しました。文書を読むだけでは分かりませんが、この文書は、かつて老舗の古書店により「覚高野山奥の院紀州徳川家墓所勤次第」と名付けられていたことから、高野山内を出所とする可能性があります。

紀州藩在府御供勤方諸定書

江戸在府の紀州藩士が、藩主の江戸城登城や社参などの警備を務める際の決まり、心得、手順、行列順などを書き留めた職掌要覧です。懷中に携帯できるサイズで、嘉永元年(一八四八)頃に作成されたものと思われる。



「高嶺文庫」の蔵書印から、明治・大正期の著名な歴史家や代国治が所有していたことが分かります。古書店から購入しました。

令和二年度
公文書の引継・収集

文書館には、和歌山県庁の永久保存文書のうち、事案完結後二〇年を経過したものが引き継がれます。また、知事部局・県議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局・労働委員会事務局・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会が保存期間満了により廃棄する有期限文書のうち歴史的価値があるものを選別し「歴史文書」として収集しています。

令和二年度に文書館に引き継がれた永久保存文書は二三四冊です。平成五年開館以降の累積冊数は、一三、七三二冊になりました。

歴史文書の収集冊数は七九三冊で、そのうち七五二冊が知事部局本課から収集したものです。この年、和歌山県全体では、合計二四、七八一冊の文書が廃棄されていますので、そのうちの三・二%が、歴史文書ということになります。開館以降の歴史文書の累積冊数は、九、三九九冊です。

これらの文書は、文書館で保存・整理され、事案完結後三〇年を経過し、かつ個人情報保護などの問題がなくなったものから御利用いただけるようになります。なお、永久保存文書のうち、個人情報報が記載されているものなどについては、情報公開制度に則り、県庁情報公開コーナーで御利用いただけます。

令和三年度
全国公文書館長会議

令和三年六月九日と十日の二日間、国立公文書館において全国公文書館長会議が開催されました。

これまでは対面での開催でしたが、昨年度はコロナウイルス感染拡大防止のため中止、二年ぶりの開催となる今年には、対面とオンラインでのハイブリッド開催となりました。

当館は、オンラインで参加し、記念講演会や認定アーキビストの現状報告、公文書館における水害を中心とした防災対策について聴講しました(写真1)。

また、実務担当者意見交換会では、「新型コロナウイルス感染症に対する館の対応」をテーマに、コロナ禍における各館の取組みについてグループ討論が行われました。

こうした他館の事例を参考に、当館もよりよい運営を目指してまいります。



写真1 オンラインによる
公文書館長会議参加の様子

文書館の利用案内

利用方法

◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日
・ 1月4日
(月曜日のときは、5日)
- ・ 2月～12月第2木曜日
(祝日と重なるときは、その翌日)
- ・ 特別整理期間 10日間(年一回)

交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>
和歌山県歴史資料アーカイブアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html>

和歌山県立文書館だより 第60号

令和3年9月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒642-1005
和歌山市西高松一丁目一三八
きのくに志学館二階
電話 ○七三-四三六-九五四〇
FAX ○七三-四三六-九五四一
印刷 有限会社阪日印刷所